

定期接種実施要領（抄） 新旧対照表

改正後	現行
第 1 総論 1～11 （略） 12 接種時の注意 （1） ア～オ （略） カ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン（以下「5 種混合ワクチン」という。）を使用するジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及び H i b 感染症、<u>沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチン</u>を使用する肺炎球菌感染症並びに結核、ヒトパピローマウイルス感染症、ロタウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症及び新型コロナウイルス感染症以外の予防接種にあっては、原則として上腕伸側に皮下接種により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒すること。同一部位への反復しての接種は避けること。 キ 5 種混合ワクチンを使用するジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及び H i b 感染症並びに<u>沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチン</u>を使用する肺炎球菌感染症の予防接種にあっては、皮下接種又は筋肉内注射により行う。また、接種部位については、皮下接種の場合は原則として上腕伸側（外側）、筋肉内注射の場合は<u>原則として三角筋部又は大腿四頭筋部</u>（ただし、乳児にあっては三角筋部ではなく大腿四頭筋部）にそれぞれ行う。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては、注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避ける。 ク～セ （略） （2） （略） 13～23 （略） 第 2 各論 1～4 （略）	第 1 総論 1～11 （略） 12 接種時の注意 （1） ア～オ （略） カ 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン（以下「5 種混合ワクチン」という。）を使用するジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及び H i b 感染症、沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用する肺炎球菌感染症並びに結核、ヒトパピローマウイルス感染症、ロタウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症及び新型コロナウイルス感染症以外の予防接種にあっては、原則として上腕伸側に皮下接種により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒すること。同一部位への反復しての接種は避けること。 キ 5 種混合ワクチンを使用するジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及び H i b 感染症並びに沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用する肺炎球菌感染症の予防接種にあっては、皮下接種又は筋肉内注射により行う。また、接種部位については、皮下接種の場合は上腕伸側（外側）、筋肉内注射の場合は三角筋部又は大腿四頭筋部（ただし、乳児にあっては三角筋部ではなく大腿四頭筋部）にそれぞれ行う。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては、注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避ける。 ク～セ （略） （2） （略） 13～23 （略） 第 2 各論 1～4 （略）

5 小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、(1)の方法を標準的な接種方法とすること。なお、原則として沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用することとするが、当面の間、沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンも使用できること。また、沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用して1回目、2回目又は3回目までの接種を終了した者の接種について、残りの接種は、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うことを原則とするが、沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うこともできること。

(1) 初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者

沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については、標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおいて3回、追加接種については生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において1回行うこと。ただし、初回接種のうち2回目及び3回目の注射は、生後24月に行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。また、初回接種のうち2回目の注射は生後12月に行うこととし、それを超えた場合は、初回接種のうち3回目の注射は行わないこと（追加接種は実施可能）。

(2) 初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者

沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については標準的には生後12月までに、27日以上の間隔をおいて2回、追加接種については生後12月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回行うこと。ただし、初回接種のうち2回目の注射は、生後24月に行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。

5 小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、(1)の方法を標準的な接種方法とすること。なお、原則として沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用することとするが、当面の間、沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンも使用できること。また、沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用して1回目、2回目又は3回目までの接種を終了した者の接種について、残りの接種を沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行うことができること。

(1) 初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者

沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については、標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおいて3回、追加接種については生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において1回行うこと。ただし、初回接種のうち2回目及び3回目の注射は、生後24月に行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。また、初回接種のうち2回目の注射は生後12月に行うこととし、それを超えた場合は、初回接種のうち3回目の注射は行わないこと（追加接種は実施可能）。

(2) 初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者

沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については標準的には生後12月までに、27日以上の間隔をおいて2回、追加接種については生後12月以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回行うこと。ただし、初回接種のうち2回目の注射は、生後24月に行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。

(3) 初回接種開始時に生後 12 月に至った日の翌日から生後 24 月に至るまでの間にある者

沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、60 日以上の間隔をおいて 2 回行うこと。

(4) 初回接種開始時に生後 24 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある者

沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、1 回行うこと。なお、政令第 3 条第 2 項の規定による対象者に対しても同様とすること。

(5) 小児の肺炎球菌の感染症の予防接種に当たっては、同一の者には、過去に接種歴のあるワクチンと同一の種類 of ワクチンを使用することを原則とするが、ある回数投与した後に転居した際、転居後の定期接種を実施する市町村において、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンの接種しか実施していない等の理由により、原則によることができないやむを得ない事情があると当該市町村長が認める場合には、沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンで接種を開始した者について、次に掲げる方法で、残りの接種を沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを用いて行って差し支えないこととする。

ア 初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者

(ア) 初回接種の 1 回目に沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを接種した者であって初回接種の 2 回目又は 3 回目を接種していない者が、前回の注射から 27 日以上の間隔をおいて沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを 2 回接種し、同ワクチンにより追加接種として初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回接種する方法。

(イ) 初回接種の 1 回目及び 2 回目に沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを接種した者であって初回接種の 3 回目を接種していない者が、前回の注射から 27 日以上の間隔をおいて沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを 1 回接種し、同ワクチンにより追加接種として初

(3) 初回接種開始時に生後 12 月に至った日の翌日から生後 24 月に至るまでの間にある者

沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、60 日以上の間隔をおいて 2 回行うこと。

(4) 初回接種開始時に生後 24 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある者

沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、1 回行うこと。なお、政令第 3 条第 2 項の規定による対象者に対しても同様とすること。

(新設)

<u>回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回接種する方法。</u> <u>(ウ) 沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを接種した者であって初回接種を完了した者が、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回接種する方法。</u> <u>イ 初回接種開始時に生後 7 月に至った日の翌日から生後 12 月に至るまでの間にある者</u> <u>(ア) 初回接種の 1 回目に沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを接種した者であって初回接種の 2 回目を接種していない者が、前回の注射から 27 日以上の間隔をおいて沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを 1 回接種し、同ワクチンにより追加接種として初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回接種する方法。</u> <u>(イ) 沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを接種した者であって初回接種を完了した者が、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回接種する方法。</u> <u>ウ 初回接種開始時に生後 12 月に至った日の翌日から生後 24 月に至るまでの間にある者</u> <u>沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンを 1 回接種した後、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチンを 1 回目の接種から 60 日以上の間隔をおいて 1 回接種する方法。</u> 6 ～ 1 1 (略) 1 2 新型コロナウイルス感染症の定期接種 新型コロナウイルス感染症の予防接種は、<u>(1) に掲げる者</u>に対し、<u>(2) のいずれかの方法で、毎年度 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間で各市町村が設定する期間に 1 回行うこと。</u> <u>(1) 対象者</u> ア 65 歳以上の者 イ 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害	6 ～ 1 1 (略) 1 2 新型コロナウイルス感染症の定期接種 新型コロナウイルス感染症の予防接種は、<u>次に掲げる者</u>に対し、<u>毎年度秋冬に 1 回行うこと。なお、接種開始日や使用ワクチン等については、別途厚生労働省より示すこととする。</u> ア 65 歳以上の者 イ 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害
--	---

を有する者 <u>(2) 接種方法</u> <u>以下のいずれかの方法により行うものとする。</u> <u>ア コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和3年2月24日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第14条の承認を受けたオミクロン株 JN.1 系統対応 1 価 ワクチン）を 1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方法。</u> <u>イ コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたオミクロン株 JN.1 系統対応 1 価 ワクチン）を 1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法。</u> <u>ウ 組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたオミクロン株 JN.1 系統対応 1 価 ワクチン）を 1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法</u> <u>エ コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和5年8月2日に第一三共株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたオミクロン株 JN.1 系統対応 1 価 ワクチン）を 1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.6 ミリリットルとする方法。</u> <u>オ コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和5年11月28日に Meiji Seika ファルマ株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたオミクロン株 JN.1 系統対応 1 価 ワクチン）を 1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法。</u>	を有する者 (新設)
--	--------------------------